

平成 24 年度第 1 回太子町行財政審議会議事録

日 時 ： 平成 25 年 2 月 6 日午後 2 時～

場 所 ： 太子町役場 2 階 委員会室

第 1 回 太子町行財政審議会 議事録

1 審議会の日時及び場所

日時 平成 25 年 2 月 6 日（水）

開会 午後 2 時

閉会 午後 3 時 30 分

場所 太子町役場 2 階 委員会室

2 審議事項

太子町新行政改革大綱（第 5 次）及び同実施計画について

3 委員の出席・欠席

出席委員：伊藤 道司 山本 俊博 福田 敏博 廣橋 吉三

赤松 伊登枝 門田 善二

欠席委員：泉尾 啓之

4 事務局

総務課長 栄藤 雅雄

総務課主事 岡田 直人

5 傍聴者 なし

6 審議経過及び結果

別紙にて記載する。

1 開 会

2 町長あいさつ

3 委員紹介

4 会長の選出

事務局一任により門田善二委員を選出

5 会長あいさつ

6 会長職務代理者の氏名

会長が伊藤道司委員を指名

7 議事録署名委員の指名

会長が伊藤道司委員と山本俊博委員を指名

8 町長より諮問

9 審議「太子町新行政改革大綱(第5次)及び同実施計画」について

事務局 会長	「太子町新行政改革大綱（第5次）及び同実施計画」について説明事務局の説明に続き審議に入ります。大綱と実施計画を分けて意見を出していただきたいと思います。まず、大綱についての意見をお願いします。
伊藤委員	第4次実施計画の取組状況の資料において、第5次へ継続するものとして36項目ということであるが、そのまま第5次へ反映されているということでしょうか。
事務局	36項目について、大きな項目としては、そのまま第5次へ継続していますが、全く同じではなく、具体的な取組内容については、一部見直しを図っています。 第4次計画においては、計画の柱として、中でも2点を中心的に考えて掲げておりました。 一点目は、都市計画税の導入、法人町民税の制限税率の適用の項目でございます。自主財源の確保を目的としておりましたが、平成20年度から5年間の期間において、経済情勢が急激に悪化したことにより導入が難しくなりました。 二点目は、施設の民間委託、指定管理者制度の導入でございます。例えば、図書館、文化会館、体育館について、職員を配置するのでは

なく、指定管理者制度を導入する、あるいは民間に運営を委託するという項目でしたが、社会教育審議会における「町直営が適当」という答申をふまえ、各所属で検討を重ねた結果、第4次では民間委託、指定管理者制度の導入を見送る、あるいは、導入しないという結果になっております。資料では、実際の取組結果欄に「終了」と記載しておりますが、これらは、「直営で運営する」「民間委託、指定管理者制度の導入はしない」という一定の結論に達したということで取組を「終了」としております。

一点目の自主財源の確保の項目については、引き続き、第5次の5ヵ年で再度導入について検討しようということで継続することとしております。

伊藤委員 全国的な指定管理者制度の導入の流れを受けて、第4次の取組の中で、指定管理者制度を導入しないとした理由は。

事務局 主には社会教育審議会で審議されたところですが、例えば公民館施設についてですが、こちらは、社会教育の拠点施設として行政が積極的に関わる必要があるということで直営で運営していくと結論付けております。また、体育館施設については、民間委託の導入事例もまだ少なく、受け手がないのが現状であるということで導入を見送っております。図書館や文化会館においても、公民館施設と同様の考えに基づくもので、最終的には直営が望ましいという結論が導き出されております。現在、指定管理者制度を導入しておりますのは、原自治会にその管理を委託しております農村交流センターのみでございます。また、平成24年3月31日まで石海保育所について、指定管理者制度を導入して参りました。

指定管理者制度の導入のメリットとしては、経費の削減が大きなものでしたが、検証の結果、大幅な経費削減の効果を見込めない部分もあり、全国的な流れは少し落ち着いてきているところでございます。

会長 よろしいですか。

伊藤委員 はい。

会長 その他ございますか。

福田委員 公共施設等へのネーミングライツの導入についてですが、施設の名称を企業等に売却する代わりに、お金を頂くということでよろしいですか。

事務局 そのとおりでございます。

福田委員 それは5ヵ年の中で必ず実施するということで取り組むのか、また、ネーミングライツを募集した結果、一件も応募がなければいけないでよしとするのか、どのようにお考えですか。

事 務 局	実施計画の取り組みは、実施するか否かを含めて検討しようというものです。実施を決定し企業を募集した結果、応募がなかった、従って、収入ありませんでしたという結果になる可能性もありますが、ネーミングライツの導入について前向きに検討したという姿勢が取組結果ということになります。結果的に、できないという取組結果になることもあります。
福 田 委 員	では、都市計画税等の導入についてですが、第 4 次では経済情勢の悪化により導入に至らなかったとしていながら、第 5 次でも項目に挙がっていますが、これは第 4 次での問題点が無くなれば、すぐにでも導入されるわけですね。これについては、実施しようと思えばすぐにでも導入が可能なものと考えます。ただ、ネーミングライツの導入については、実施を決定し、募集した結果、応募がないということでお終いというわけにはいかないと思います。行政が実施すると決めた以上は、行政から企業への積極的なアプローチをする等の働きかけが必要かと思います。その辺りを十分検討をせず、募集した結果、応募がありませんでしたということであれば、項目として挙げないで良いと思います。今の段階でどのような考えがあってネーミングライツの導入を項目として挙げられたのですか。
事 務 局	都市計画税につきましては、確かに導入すると決定すれば、各種手順を経て、導入を実施することは可能であると考えます。しかし、導入について前向きに検討した結果、第 4 次と同様に経済情勢の悪化等で導入ができなかったという結果になることも考えられます。ネーミングライツの導入については、財源の確保という目的で項目として挙げておりますが、その導入に向けては、様々な条件等の検討をする必要があります。実施を決定し、募集した結果、応募がないという状況であれば、応募者を増やすにはどうすればいいのか考えるわけですし、応募がないという状況を作らないようにするにはどうすればいいのかという点も踏まえて、検討していきます。5 年間を通じて、応募がなければ終了というわけではありません。ネーミングライツの導入に向けて、ベストな方法を常に検討していくということです。
福 田 委 員	わかりました。
会 長	その他ございますか。
廣 橋 委 員	囑託事務の見直しについてですが、第 4 次において、現段階では難しいとの結論に達しているにもかかわらず、全く同じ内容が第 5 次に継続されているのはなぜか。
事 務 局	第 4 次においては、現段階では難しいと判断したわけですが、だからといって、検討自体を終了してしまうというわけではなく、引き続

会 長
廣 橋 委 員
事 務 局

き検討していく姿勢があるということで第５次にも項目として挙げているものです。もちろん、第５次で検討した結果、一本化は難しいという結論になる可能性もございます。

よろしいですか。

わかりました。

項目はあくまで日常業務の延長でございます。第５次に項目を挙げていない項目についても、項目に挙げていないから検討しないというわけではございません。また、実施計画の取組については、三ヶ月に一度、四半期ごとに実際の取組結果について、事務局への報告を求めていますし、取組結果について公表もしておりますので、項目を挙げたから終わりというわけではありません。随時検討を進めていく流れになっております。

赤 松 委 員

各種滞納金の整理強化に係る取組について、なかでも、保育料の滞納金の整理強化については、具体的な取組状況が分かりにくいですが、徴収率とかは何パーセントくらいでしょうか。

事 務 局

徴収率や滞納額については、決算においても数字として出ております。増える傾向が見られます。

会 長
事 務 局

次回に具体的な徴収率の回答をお願いします。

会 長

他にご意見はございませんか。

山 本 委 員

第４次に一定の成果を挙げられたということですが、未達項目においては、その問題点や原因を十分に把握いただき、第５次に成果が上がるようご尽力いただきたい。職員が共通認識を持って、取り組んでいただきたい。

事 務 局

ありがとうございます。第４次の問題点についても、十分に検討を加え、第５次に取り組んでいきたいと考えます。

会 長

他にご意見はございませんか。

伊 藤 委 員

指定管理者制度の導入についてですが、今後は行政だけで全てを担っていくのは難しい部分があると思います。新しい公共ということで、民間のノウハウを活かせるものはどんどん取り入れていこうという流れになっていくと思います。その中で、やり方が上手くないとか色々問題点は出てくるかと思っています。例えば、県の公園の管理委託についてですが、これは東京の大きな資本が参入したものの、結果的には継続的に適正な管理ができず撤退したという事例もあります。これについては、地域に受け皿を設けるべきだと考えます。地域の中で管理を受けることで、地域に根ざした管理を継続することができ、それによって地域にお金も循環するというところで、

うまくいく可能性はあるんじゃないかと私は考えます。行政だけで管理していくというのも、明快で良いかとは思いますが、時代の流れにも合わせて、地域に受け皿を設けることについて、含みを残しておいた方がいいのではないかと思います。そうすることで、極端に言えば、町民のみなさんに管理を委託するということもできるわけですから。

また、使用料の見直しについてですが、水道であれ下水であれ、企業会計でやっているわけですから、必要に応じて実施してもらい、一般財源から大きく補填するばかりというのは避けていただきたいと思います。その辺りを明確にされた方がいいんじゃないでしょうか。

事 務 局

民の活力を導入する点についてですが、これは第5次の実施計画の中においても、アダプトプログラムの（里親制度）導入ということで、道路や公園の清掃などを団体等へ委託をしていこうとしております。また、公園の日常的な管理についても、自治会や、民間への委託を継続して検討することとしておりますので、指定管理者制度の導入について全く考えがないというわけではありません。

また、使用料の見直しについて、水道料金については、ほぼ独立採算ということとなっております。下水道については、多額の資本費について長期の借金をしているわけですが、現状では下水道使用料にてその回収に至っておりませんので、独立採算というものの、一般財源から繰り入れしているのが実情です。

廣 橋 委 員

ごみの減量化の推進について、有料化とはどのような考えに基づくものですか。

事 務 局

一例で言えば、ごみ袋の値段を上げるという方法ですが、それらを含めて検討しようということです。

廣 橋 委 員

わかりました。

赤 松 委 員

旅費の見直しについてですが、第4次でも検討されてますが、5年間ですぐできないものでしょうか。

事 務 局

こちらは、出張に際して日当の支給というものがありまして、これについては、国家公務員に準拠して各市町にて定めているわけですが、職員の勤務条件ということで、職員組合との交渉が必要なものとなっております。第4次においては、廃止する方向を視野には入れながらも、職員団体との交渉がハードルとしてあり、支給内容の改正には至らなかったというものでございます。これは県でも同じ状況であると聞いております。

赤 松 委 員

5年間の中で具体的にどのような検討をしたのかというのが気になって伺ったものです。ありがとうございます。

山 本 委 員	法人町民税の制限税率の適用についてですが、近隣と比較していかがですか。
事 務 局	制限税率適用団体は近隣ではございません。しかしながら、自主財源の確保という点では大きなものですので、検討しようということです。
山 本 委 員	わかりました。
会 長	大綱と実施計画に分けて審議と申しましたが、一斉に意見が出ましたので、実施計画については伺いませんが、他にございますか。
各 委 員	意見なし
会 長	第4次の取組については、本日資料が提出されましたので、次回までに勉強していただき、意見や質問があれば、事前に事務局までお願いできればと思います。
	本日はこれで審議を終了したいと思います。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 25 年 2 月 / 8 日

署名委員

伊藤道司

山本俊博